

板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱

(平成31年3月26日区長決定)

(令和3年3月4日一部改正)

(令和4年3月11日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、児童養護施設を卒園した者であつて、大学等に在学するものに対し、住宅の家賃等に係る費用を助成することにより、当該者の修学及び生活を継続的に支援し、もつて社会的自立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童養護施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童養護施設をいう。
- (2) 大学等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第84条に規定する通信による教育及び同法第97条に規定する大学院を除く。)及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。)
 - イ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち、同法第1条に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは同条に規定する中等教育学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して学校教育に類する教育を行うものであつて、区長が適当と認めるもの
- (3) 家賃等 家賃、管理費、共益費その他の居住の用に供する住宅に係る使用の対価をいう。ただし、光熱水等の使用の対価が当該住宅に係る使用の対価と一体をなしており、これらを区分し難い場合にあつては、当該光熱水等の使用の対価を含む。

(対象者等)

第3条 この事業の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 板橋区内の児童養護施設を卒園し、大学等に在学するもの
- (2) この要綱に基づく助成金(以下「助成金」という。)の交付を受ける間、引き続き、前号の児童養護施設から生活上の相談その他の支援を受けることができるもの
- (3) 大学等における学修に意欲がある者であつて、自立に向けた目標を持つもの
- (4) 第1号の児童養護施設の長から推薦を得られるもの
- (5) 次に掲げる支援を現に受けていないもの
 - ア 「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて実施す

る居住に関する支援

イ 地方公共団体が実施する前アと趣旨を同じくする支援

- 2 この事業の対象となる経費は、大学等に在学する間の家賃等とする。
- 3 この事業の一月当たりの助成金の額は、家賃等の月額額の2分の1に相当する額とする。ただし、この額が3万円を上回る場合の助成金の額は、3万円とする。
- 4 この事業の助成期間は、大学等の修業年限に達するまでの期間とする。ただし、この期間は、4年間を超えることはできず、かつ、年度毎に次条に基づく申請並びに第5条に基づく審査及び決定を要するものとする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、区長に対し、別記第1号様式の申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号の児童養護施設の長の推薦書
- (2) 在学を証するもの
- (3) 賃貸借契約書その他の家賃等の支払義務を証するもの
- (4) 口座振替依頼書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、前年度に助成金の交付を受け、引き続き、助成金の交付を受けようとする者にあつては、別記第2号様式の申請書に、前項第2号から第5号までに掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、同項第3号に掲げる書類にあつては、前年度以前に添付した当該書類と内容に変更がない場合限り、添付を省略することができる。

(審査及び決定)

第5条 区長は、前条の申請に対し、予算の範囲内で、助成の可否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、前条の申請をした者に対し、別記第3号様式の決定書により、助成の可否を通知する。

(請求)

第6条 助成金は、当該年度の上半期分及び下半期分に分割して交付する。この場合において、履行期限の到来していない家賃等の部分に係る助成金は、前金払の方法により交付する。

2 助成の決定(前条第1項の決定及び次条第2項の変更の決定をいう。以下同じ。)を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、区長が定める期限までに、別記第4号様式の請求書を提出しなければならない(同項の変更の決定を受けた助成決定者にあつては、当該決定において請求書の提出に係る助成条件が付された場合に限る。)

3 次条第1項各号に掲げる事由により、交付した助成金の額に過払いを生じたときは、助成決定者は、別記第5号様式の清算書を提出し、清算を行わなければならない。

い。

(変更等)

第7条 助成決定者(助成決定者がやむを得ない理由で届出をすることができない場合は、代理人等)は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、区長に対し、別記第6号様式の異動届により、その事由を速やかに届け出なければならない。

(1) 住所、家賃等、連絡先その他第4条に基づき申請した内容又はこの条に基づき届け出た内容に変更が生じたとき(次号の場合を除く。)

(2) 退学その他の理由により、大学等の修学を継続できなくなったとき。

2 区長は、前項の届出を受けた場合又は同項各号に掲げる事由を知ったときは、助成の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前項の取消しは、次の各号に掲げる場合に行う。この場合において、当該各号に掲げる場合が第1項の助成決定者の責めに帰すべき事由により生じたと認められるときは、区長は、助成の決定を、同項各号に掲げる事由が生じた時より前に遡って取り消すことができる。

(1) 第3条第1項第2号の要件を欠くこととなる場合

(2) 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合

(3) 前2号に掲げるほか、第1条の目的を達せられなくなる場合

4 区長は、第2項の変更又は取消しの決定をしたときは、第1項の助成決定者に対し、別記第7号様式の決定書により通知する。

(状況報告・遂行命令)

第8条 区長は、助成決定者に対し、第6条第1項の前金払に係る家賃等の支払状況について、報告を求めるほか、必要があると認めるときは、第1条の目的を達成するために必要な事項について、報告を求めることができる。この場合において、助成決定者は、別記第8号様式の報告書により、報告する。

2 前項の報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査その他の方法により、助成決定者が助成の決定及びこれに付した条件に従っていないと認められるときは、区長は、当該助成決定者に対し、当該助成の決定及びこれに付した条件に従うよう、命じなければならない。

3 区長は、第3条第1項第1号の児童養護施設に対し、前2項の報告及び命令その他第1条の目的を達成するために必要な事項について、協力を求めることができる。

(実績報告)

第9条 助成決定者は、助成の決定に係る家賃等の支払いがすべて終了したときには、区長に対し、別記第9号様式の報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、第4条第2項第2号に掲げる書類及び家賃等の支払いを証する書類を添付しなければならない。

(額の確定)

第10条 区長は、前条の報告書の提出があった場合には、当該報告書の審査その他

必要な調査を行い、助成の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、別記第10号様式の通知書により、前条第1項の助成決定者に対して、助成金の額の確定を通知しなければならない。

(取消決定の場合の準用)

第11条 前2条の規定は、助成決定者が第7条第2項の取消しの決定を受けた場合に準用する。

(不正等による決定の取消し)

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第8条の報告の求め又は命令に従わなかったとき。
- (4) 前号のほか、助成決定者が助成の決定及びこれに付した条件に従わなかったとき。

2 前項の規定により、助成の決定の全部又は一部を取り消したときは、区長は、同項の助成決定者に対し、別記第7号様式の決定書により通知する。

(返還命令等)

第13条 前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、区長は、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 区長は、前項の返還を命じたときは、前条第1項の助成決定者に対し、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 第1項の返還を命じた場合において、前条第1項の助成決定者が期限までに、当該返還金を納付しなかったときは、区長は、期限の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

4 前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、区長は、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

付 則（平成31年3月26日付け30板子政第928号区長決定）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行

うことができる。

付 則（令和3年3月4日付け2板子政第625号区長決定）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の助成金の交付手続について適用し、同日前に係る助成金の交付手続については、なお従前の例による。

付 則（令和4年3月11日付け3板子政第742号区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)(表)

家賃等助成申請書

フリガナ		性別	男・女
氏名			
生年月日	西暦 年 月 日	(満 歳)	
住所	〒	家賃等	
	都・道 府・県	区・市 町・村	円/月
	丁目	番	号
		当年度の家賃等支払月数	
		月	
連絡先	電話	E-MAIL	
大学等	学校名	※学校名のほか学部・学科・コース名等を記載	
	所在地	都・道 府・県	区・市 町・村
			年 在学
		修業年限	
		年間	
出身児童養護施設			
申請額	① 家賃等月額×1/2×当年度の家賃等支払月数＝	円	①②の小さい方の額
	② 3万円×当年度の家賃等支払月数＝	円	円
意欲・目標	裏面のとおり		
個人情報取扱	1 私は、家賃等の助成に必要な範囲で、板橋区が住民基本台帳等の公簿を閲覧することに同意します。 2 私は、「板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱」第1条の目的達成に必要な範囲で、板橋区が出身児童養護施設その他関係機関に対し、個人情報を提供し、又は関係機関から個人情報の提供を受けることに同意します。		
以上のとおり、相違ありません。 家賃等の助成を受けたく、関係書類を添えて、申請します。 家賃等の助成の決定を受けたときは、「板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱」の定めに従い、児童養護施設その他の関係機関の支援等を受けながら、社会的自立に向け、修学に励み、生活の安定に努めることを誓います。			
年 月 日			
(宛先)			
東京都板橋区長			
申請者氏名 _____			

(添付書類)

- 1 出身園長の推薦書
- 2 在学を証する書類
- 3 家賃等の支払義務を証する書類(賃貸借契約書等)
- 4 口座振替依頼書
- 5 その他区長が必要と認める書類

(裏)

- 大学等で学ぶことでどのような能力を身に付けたいか、また、社会的自立に向け、どのような目標を持っているかを書いてください。

第2号様式(第4条関係)

家賃等助成申請書(継続用)

フリガナ 氏名		性別	男・女
生年月日	西暦	年	月 日 (満 歳)
住所	〒		家賃等
	都・道 府・県	区・市 町・村	円/月
	丁目	番	号
連絡先	電話	E-MAIL	
大学等	学校名	※学校名のほか学部・学科・コース名等を記載 年 在学	
	所在地	都・道 府・県	区・市 町・村 修業年限 年間
出身児童養護施設			
申請額	① 家賃等月額×1/2×当年度の家賃等支払月数＝		円 ①②の小さい方の額
	② 3万円×当年度の家賃等支払月数＝		円 円
個人情報取扱	1 私は、家賃等の助成に必要な範囲で、板橋区が住民基本台帳等の公簿を閲覧することに同意します。 2 私は、「板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱」第1条の目的達成に必要な範囲で、板橋区が出身児童養護施設その他関係機関に対し、個人情報を提供し、又は関係機関から個人情報の提供を受けることに同意します。		
<p>以上のとおり、相違ありません。 家賃等の助成を受けたく、関係書類を添えて、申請します。 家賃等の助成の決定を受けたときは、「板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱」の定めに従い、児童養護施設その他の関係機関の支援等を受けながら、社会的自立に向け、修学に励み、生活の安定に努めることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 東京都板橋区長</p> <p>申請者氏名 _____</p>			

(添付書類)

- 1 在学を証する書類
- 2 家賃等の支払義務を証する書類(賃貸借契約書等、変更があった場合のみ)
- 3 口座振替依頼書
- 4 その他区長が必要と認める書類

年 月 日

様

東京都板橋区長

家賃等助成・不助成決定通知書

年 月 日付けで行われた家賃等助成の申請に対し、次のとおり、決定します。

助成の可否	助成 ・ 一部助成 ・ 不助成
助成決定額	円 上半期分交付額 円 下半期分交付額 円
年度に係る助成期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (参考)助成に係る修業年限 年 月 日まで
助成条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 この助成金は、家賃等に充てる費用として活用し、児童養護施設その他の関係機関の支援等を受けながら、社会的自立に向け、修学に励み、生活の安定に努めてください。 2 年 月 日までに、請求書を提出してください。 3 この助成金は、板橋区の予算上の措置に基づき交付されます。上記助成に係る修業年限期間中の助成の継続を保障するものではなく、また、毎年度、申請が必要になります。 4 決定に係る期間の家賃等を支払い終えたとき、下記6により決定が取り消されたときには、報告書の提出が必要となります。過払いが生じている場合は、返納が必要となります。 5 住所、連絡先、家賃等の内容その他申請内容に変更が生じた場合、修学を継続できなくなった場合には、届出が必要となります。 6 上記5の届出を受け、又は区が上記5の届出該当事由を知ったときは、決定を変更し、又は取り消すことがあります。このうち、取り消すことがあるのは、次の(1)~(3)の場合です。なお、あなたの責めに帰すべき事由がある場合には、(1)~(3)の事由が生じる時より前に遡って取り消すことがあります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 引き続き、児童養護施設から生活上の相談その他の支援を受けることができなくなった場合 (2) 修学を継続することができなくなった場合 (3) その他この助成金の目的を達することができなくなった場合 7 家賃等の支払状況について、定期的に報告を求めるほか、必要に応じ、その他の状況について、報告を求めることがあります。また、この書面に記載された事項に従うよう求めることがあります。 8 上記1の目的達成に必要な範囲で、出身児童養護施設その他の関係機関に対し、あなたの個人情報を提供し、又は関係機関からあなたの個人情報の提供を受け、協力を求めることがあります。 9 不正の手段により助成を受けたとき、助成金を目的外に使用したとき、上記7の求めに従わなかったときは、助成決定を取り消すことがあります。この場合、返還金に違約加算金及び延滞金(それぞれ年10.95%)が課されます。

家賃等助成請求書

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区長

請求者 住所

氏名

板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱に基づく助成金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額			千			円
------	--	--	---	--	--	---

(内訳)

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区長

清算者 住所

氏名

家賃等助成清算書

年 月 日付けで決定し、交付を受けた助成金について、下記のとおり、清算します。

記

1 交付済助成金額(A)		円
2 正当助成金額(B)		円
3 清算額(A-B)		円

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区長

届出人 住所

氏名

異動届

下記のとおり、申請内容又は届出内容に異動が生じたので、お届けします。

記

1 異動年月日	年 月 日	
2 異動事由 (当てはまるものに○)	(1) 申請・届出内容の変更(→3)	
	(2) 修学継続不能(→4)	
3 変更内容 (当てはまるものに○)	氏名・住所・家賃等・連絡先・その他()	
	変更前	
	変更後	
4 修学を継続することができない理由		

※異動内容を確認できる書類(住民票、賃貸借契約書等)を添付すること。

やむを得ない理由により、助成決定者以外の者が届け出る場合には、本人との関係を証する書類を添付すること。

年 月 日

様

東京都板橋区長

家賃等助成 変更・取消 決定通知書

年 月 日付で 助成決定・助成変更決定 をした助成金
について、下記の理由により、当該決定を 変更・取消 します。

記

1 決定額	円	上半期交付額	円
		下半期交付額	円
(参考)変更・取消前額			円
2 理由			
3 助成条件			

(宛先)

東京都板橋区長

住所

氏名

家賃等支払状況等報告書

下記のとおり、家賃等の支払状況等の遂行状況について報告します。

記

報告項目	遂行状況		
	家賃等相当月	支払家賃等額	支払年月日
1 家賃等の支払状況	年 月分	円	年 月 日
	年 月分	円	年 月 日
	年 月分	円	年 月 日
	年 月分	円	年 月 日
	年 月分	円	年 月 日
	年 月分	円	年 月 日
2 その他 ()	状況記入欄		

※1 報告する項目の番号に○を付け、「2」その他に○を付けた場合は、カッコ内に報告する項目を記入する。

※2 報告する内容を証する書類を添付する。

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区長

住所

氏名

家賃等助成実績報告書

年 月 日付けで決定を受けた家賃等助成について、下記のとおり、実績を報告します。

記

1 助成内容 板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱に基づく助成金

2 事業の成果及び収支

(1) 家賃等支払実績					
相当月	支払家賃等額	支払年月日	相当月	支払家賃等額	支払年月日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
年 月分	円	年 月 日	年 月分	円	年 月 日
支払家賃等総額				円	
(2) 交付済助成金額				円	
(3) 正当助成金額				円	
(4) 差引額(2 - 3)				円	

3 添付書類

- (1) 在学を証する書類
- (2) 家賃等の支払を証する書類

第10号様式(第10条関係)

年 月 日

様

東京都板橋区長

家賃等助成額確定通知書

年 月 日付け家賃等助成実績報告書により実績報告を受けた助成金については、下記のとおり、助成すべき金額を確定する。

記

確定助成金額

円